

# 平成 22 年度・平成 23 年度 豊根村競争入札参加資格審査申請要領 『物品・その他委託』

平成 22 年度及び平成 23 年度において豊根村が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る競争入札等（オープンカウンタを含む。）に参加を希望される方は、次により申請をしてください。

## 1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格申請を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされている許可登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しない方。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でない方。

## 2 申請の方法

- (1) 電子申請を行おうとする者は、「あいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイト」（以下「電子調達システム（物品等）」という。）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。  
ホームページの URL : <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
- (2) 法人が申請する際の申請単位は法人単位となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1 自治体に対し 1 営業所に限ります。ただし、許可登録等の関係で、やむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合には、豊根村役場総務課に確認してください。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意、「操作の手引き」、「操作マニュアル」及び「電子申請上の注意点」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントし、必要事項を記入いただいてから電子調達システム（物品等）に入力してください。
- (5) 申請できる営業品目は別紙 1 のとおりです。
- (6) 電子申請後、すみやかに共通審査自治体に別送書類を送付してください。
- (7) 審査結果確認後の電子調達システム（物品等）による追加届については、豊根村では必要ありません。

### 3 受付期間

- (1) 定時申請 平成22年1月4日(月)～平成22年2月15日(月)  
平日(日曜日及び土曜、祝日を除く。)の午前8時から午後8時まで
- (2) 随時申請 平成22年4月1日(木)～平成24年2月15日(水)  
平日(日曜日及び土曜、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時から午後8時まで

### 4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、下記の書類を各1部、所定期日までに提出してください。別送書類(各種証明書等)は、申請日において発行日より3ヶ月以内のものとし、写し可。

#### (1) 共通審査自治体に提出する書類

##### ①法人の場合

書類名	備考
提出書類一覧	電子調達システム(物品等)から印刷したもの
履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	法務局で発行
納税証明書(国税)	税務署で発行。「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 その3の3
納税証明書<(愛知県税)未納の税額がないこと>	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税」、「自動車税」

※ 書類は、申請日(申請データの送信日)において発行日より3ヶ月以内のものとし、写し可。

##### ②個人の場合

書類名	備考
提出書類一覧	電子調達システム(物品等)から印刷したもの
身元(分)証明書	本籍地の市区町村で発行
登記されていないこの証明書(後見・保佐・補助を受けていないことの証明)	全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で発行。また東京法務局では、郵送申請も可能。
納税証明書(国税)	税務署が発行する納税証明書。「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 その3の2
納税証明書<(愛知県税)未納の税額がないこと>	愛知県の県税事務所で発行。「個人事業税」、「自動車税」

※ 書類は、申請日(申請データの送信日)において発行日より3ヶ月以内のものとし、写し可。

#### (2) 豊根村に提出する書類

豊根村が共通審査自治体でない場合は、豊根村への別送書類は必要ありません。

### (3) 提出期日

#### ① 定時申請

申請仮受付完了日（申請データ送信日）7日以内必着。（ただし、最終提出期限は、平成22年2月19日（金）必着）

#### ② 随時申請

申請仮受付完了日（申請データ送信日）7日以内。

※ 上記①、②の提出期日の最終日が休日（日曜日及び土曜、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

### (4) 提出先

#### 《共通審査自治体》

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

#### 《豊根村》

〒449-0403 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2

豊根村役場総務課総務係契約担当

TEL 0536-85-1311（内線40）

FAX 0536-85-1164

### 5 資格審査

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

### 6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。なお、別送書類及び電子申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治体からメールで補正指示が出されますので、補正申請を行ってください。

### 7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

### 8 追加届

審査結果確認後の電子調達システム（物品等）による追加届については、豊根村では必要ありません。

### 9 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。ただし、平成24年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

#### (1) 定時申請

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで有効とします。

#### (2) 随時申請

入札参加資格決定の日から平成24年3月31日まで有効とします。

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について  
登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付の変更手続は、平成22年4月1日からとなります。

## 11 その他

- (1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。
- (2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。  
また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は、保管して置いてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約を確認のうえ、同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム（物品等）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- (6) 入札参加資格審査申請には、ICカードは必要ございません。ただし、電子入札への参加にはICカードの購入、登録等が必要となります。

## 12 問い合わせ

- (1) システムに関すること

ヘルプデスク

電 話 : 0120-511-270

受付時間 : 平日午前9時～午後5時まで

- (2) 内容に関すること

豊根村役場 総務課 契約担当

〒449-0403

愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2

電 話 0536-85-1311

FAX 0536-85-1164

Eメール info@vill.toyone.lg.jp

別紙1 営業品目一覧表

業種	営業種目
<p>物品の製造・販売</p>	<p>コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品</p>
<p>買受け</p>	<p>不用品買受</p>
<p>役務の提供（設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。）</p>	<p>建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等</p>